

平成30年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第5日（平成30年3月29日）

議事日程（第5号）	145
日程第1 議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について	149
日程第2 議案第14号 宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するについて	149
日程第3 議案第16号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	149
日程第4 議案第25号 宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	149
日程第5 議案第26号 宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するについて	149
日程第6 議案第28号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）	149
日程第7 議案第30号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）	149
日程第8 議案第31号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）	149
日程第9 議案第32号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）	149
日程第10 議案第33号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）	149
日程第11 議案第34号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）	149
日程第12 議案第35号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）	149
日程第13 議案第36号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））	149
日程第14 議案第37号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）	149
日程第15 議案第38号 宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施について	149
日程第16 議案第13号 宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて	156

日程第17	議案第18号	宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	156
日程第18	議案第19号	宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	156
日程第19	議案第21号	宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	156
日程第20	議案第22号	宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	156
日程第21	議案第23号	宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	156
日程第22	議案第24号	宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	156
日程第23	議案第27号	宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	156
日程第24	議案第29号	指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）……………	156
日程第25	議案第7号	平成30年度宇治田原町一般会計予算……………	161
日程第26	議案第8号	平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算……………	161
日程第27	議案第9号	平成30年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算	161
日程第28	議案第10号	平成30年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………	161
日程第29	議案第11号	平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算	161
日程第30	議案第12号	平成30年度宇治田原町水道事業会計予算……………	161
日程第31	議案第15号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関	

		する条例の一部を改正する条例を制定するについて…	161
日程第32	議案第17号	宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 を制定するについて……………	161
日程第33	議案第20号	宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定 するについて……………	161
日程第34	意見書第1号	森友学園問題等の真相究明を求める意見書（案） ……	171
日程第35		閉会中の継続調査の申し出について……………	172

平成30年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第5号)

平成30年3月29日

午前10時開議

- 日程第1 議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 議案第14号 宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第16号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第25号 宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第26号 宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第28号 指定管理者の指定について(宇治田原町奥山田ふれあい交流館)
- 日程第7 議案第30号 指定管理者の指定について(銘城台自然公園)
- 日程第8 議案第31号 指定管理者の指定について(銘城台児童公園)
- 日程第9 議案第32号 指定管理者の指定について(緑苑坂てんじんやま公園)
- 日程第10 議案第33号 指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)
- 日程第11 議案第34号 指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)
- 日程第12 議案第35号 指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)
- 日程第13 議案第36号 指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))
- 日程第14 議案第37号 指定管理者の指定について(宇治田原町商工センター)
- 日程第15 議案第38号 宇治田原町営土地改良事業(平成29年災害復旧事業)の実施について
- 日程第16 議案第13号 宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第17 議案第18号 宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第18 議案第19号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定

するについて

- 日程第19 議案第21号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第20 議案第22号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第21 議案第23号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第22 議案第24号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第23 議案第27号 宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第24 議案第29号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）
- 日程第25 議案第7号 平成30年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第26 議案第8号 平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第27 議案第9号 平成30年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第10号 平成30年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第11号 平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第12号 平成30年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第15号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第32 議案第17号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第33 議案第20号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する

について

日程第34 意見書第1号 森友学園問題等の真相究明を求める意見書(案)

日程第35 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
総務部長	久野村觀光君
健康福祉部長	光嶋隆君
建設事業部長	野田泰生君
教育部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君

税 住 民 課 長	長 谷 川  み ど り 君
介 護 医 療 課 長	廣 島  照  美  君
健 康 児 童 課 長	立 原  信  子  君
建 設 環 境 課 長	垣 内  清  文  君
プロジェクト推進課長	山 下  仁  司  君
産 業 観 光 課 長	木 原  浩  一  君
上 下 水 道 課 長	青 山  公  紀  君
会計管理者兼会計課長	馬 場  浩  君
社 会 教 育 課 長	岩 井  直  子  君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山  和  弘  君
庶 務 係 長	岡 崎  貴  子  君

---

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**◎議案第39号の質疑、討論、採決**

○議長（田中 修） 日程第1、議案第39号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。本案は原案どおり同意することに決定しました。

---

**◎議案第14号、議案第16号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第30号～議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第2から日程第15、議案第14号、議案第16号、議案第25号、議案第26号、及び議案第28号並びに議案第30号から議案第38号までの14議案を一括議題といたします。

14議案につきましては、3月5日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会委員



長、垣内秋弘君。

○総務建設常任委員会委員長（垣内秋弘） 皆さん、改めておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました14議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第14号、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、施設利用について、フリースペース、多目的スペース等借りるエリアの区切りをどう考えているのか、また、地元の方が物販することについては、地域振興・地域活性化のためにもかかわらず、利用料金の設定が高額になると、どの程度の収入があるか見込めない中で、利用者が少なくなると思うがいかがかとの質疑があり、多目的ルーム、和室は部屋として仕切りがあるが、仕切りのないスペースについては、棚等の設置で区切る予定である。また、料金については、面積が類似している町内の施設を参考に上限を定めたものであり、営利目的及び地元利用のいずれも想定し、指定管理者と協議する中で決定していくとの答弁があったところであります。

また、指定管理して終わることなく、今後も行政として運営にかかわっていくべきであると考えがいかがかとの質疑があり、この施設、地域が生きるよう定期的に協議する場を設けて、地域と町が一緒になって運営していく体制をつくっていききたいとの答弁があったところであります。

次に、議案第16号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第25号、宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第26号、宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、現地視察について、「年に1回町有林を視察する」から「必要に応じて視察する」に改正されているが、年に1回も視察しないのかとの質疑があり、全くない年もあれば、年に2回視察することもあるなど、必要に応じて開催させていただきたいとの答弁があったところであります。

また、委員会は町長が諮問し、開催されるのかとの質疑があり、町有林の管理運営に関する主要な案件が生じた場合には町長が諮問し、委員会において審議いただいた結果を町長に具申いただくこととなっているとの答弁があったところであります。

次に、議案第28号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）、議案第30号、指定管理者の指定について（銘城台自然公園）、議案第31号、指定管理者の指定について（銘城台児童公園）、議案第32号、指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）、議案第33号、指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）、議案第34号、指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）、議案第35号、指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）、議案第36号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））、議案第37号、指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）の9議案について、全て全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、議案第28号、宇治田原町奥山田ふれあい交流館について、今現在交流館でどのような活動をされているのかとの質疑があり、平成28年度の利用人数は173件2,016名。平成27年度からおおむね170から190件で推移している。利用はほとんどが地域の奥山田考房や老人会となっている。ほか、夏のサマースクールなど町内の子どもが利用しているとの答弁があったところであります。

議案第35号、林業センターについて、建築されて何年経過しているのか、また、雨漏りもあるようであるが、改修工事の考えはないのかとの質疑があり、昭和55年に建築され38年経過している。指定管理者から雨漏りについては話はないとの答弁があったところであります。

次に、議案第38号、宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施については、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました14議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第14号、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第16号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号、宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号、宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第28号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第30号、指定管理者の指定について（銘城台自然公園）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第31号、指定管理者の指定について（銘城台児童公園）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第32号、指定管理者の指定について(緑苑坂てんじんやま公園)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第33号、指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第34号、指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第34号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第35号、指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第36号、指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第37号、指定管理者の指定について(宇治田原町商工センター)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第37号は委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第38号、宇治田原町営土地改良事業(平成29年災害復旧事業)の実施についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第13号、議案第18号、議案第19号、議案第21号～議案第24号、議案第27号、議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 会議規則第37条により、日程第16から日程第24、議案第13号、議案第18号、議案第19号、議案第21号から議案第24号及び議案第27号並びに議案第29号の9議案を一括議題といたします。

9議案につきましても、3月5日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、谷口整君。

○文教厚生常任委員会委員長(谷口 整) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託をされました9議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

まず初めに、議案第13号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第18号、宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第19号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、広域化することのメリットとして、事務の効率化や情報の集約化、共有化など言われてきたけれども、本当に事務の効率化は図られたのか、また、町の国保財政の安定化につながるのかとの質疑があり、事務の効率化については、現状、事務量的に変わらない。また、国保財政の安定化については、京都府の方が納付金の徴収や標準保険料率の設定をして、今後、運営していくということにより、安定化が図られていくものと考えているとの答弁があったところです。

また、討論において、都道府県化は2015年に安倍政権が強行した医療保険改革法の柱の一つであったと思っている。結局は国保に係る公的医療費を抑え込む役割を都道府県に担わせようとしているのが政府の狙いだというふうと考えていることから、都道府県化自体に反対する立場から、本議案は反対であるとの反対討論があったところであります。

次に、議案第21号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第22号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第23号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、本町では地域包括支援センターが対象となることであるが、ケアマネへの周知はどのようにするのかとの質疑があり、地域ケア会議を開催しており、ケアマネ等が集まり、来年度の法改正などの勉強会を実施する中で周知をさせていただきたいとの答弁があったところです。



次に、議案第24号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第27号、宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案に対する質疑は特になかったところです。

次に、議案第29号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました9議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第13号、宇治田原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号、宇治田原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第21号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第22号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第23号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第24号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第27号、宇治田原町放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第29号、指定管理者の指定について(宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**◎議案第7号～議案第12号、議案第15号、議案第17号、議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長(田中 修) 会議規則第37条により、日程第25から日程第33、議案第7号から議案第12号、議案第15号及び議案第17号並びに議案第20号の9議案を一括議題といたします。

9議案につきましても、3月5日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、浅田晃弘君。

○予算特別委員会委員長(浅田晃弘) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託されました15議案のうち9議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

まず、総括質疑では、お茶の京都に関する諸事業について、平成29年度の事業をどのように判断、評価しているのか、また、成果、反省点についてどう考えているのかと

の質疑があり、お茶の京都エリア全体の取り組みは京都府や関係市町村と協議する中で評価していく。また、全国茶香服大会については、参加者からは「また来たい」といううれしい声もいただいたが、周知徹底、特に町民への浸透、協力面が反省点と感じているとの答弁があったところです。

幼稚園の振興について、うぐいす宇治田原幼稚園の将来にわたる安定的存続のため、今後の対応をどう考えているのかとの質疑があり、これまでから町単独の奨励費補助費の支給をはじめ検診費用の助成、共同調理場からの給食の提供などの取り組みを行っている。引き続き意見交換を行う中で検討していくとの答弁があったところです。

開発指導體制の強化について、課題があることは否めないと思慮するところであり、管理職が1名の体制では限界があると思うが、今後の体制をどう考えているのかとの質疑があり、建設事業部に担当部長を配置するなど適切に対応していくとの答弁があったところです。

家康伊賀越えの道整備について、歴史散策や健康づくり散策など観光資源のみならず多面的な活用が期待できる茶の香り街道構想をどう考えているのかとの質疑があり、日本緑茶発祥の地という唯一無二のブランド価値を発信することができ、効果があると考えている。また、観光周遊バスとも連携し、歴史、観光、健康面などの多面的な角度から楽しめるお茶の香り街道構築に繋げていきたいとの答弁があったところです。

農業施策の充実について、ホームシェア移住支援事業、青年就農給付金等さまざまな制度を総合的につなぎ合わせることを大事であると考えているが、いかがかとの質疑があり、さまざまな取り組みの情報を発信するとともに、地域の受け入れ態勢の整備を図ることが重要と考えているとの答弁があったところです。

住民の健康を守る施策の充実について、住民の健康づくりに特化した仕事をしてもらう保健指導員を養成してはどうかとの質疑があり、自主的に健康づくりの活動をされている方々とともに、まち全体で健康長寿を目指す取り組みを展開していきたい。保健指導員の活動については、今後研究していくとの答弁があったところです。

総括質疑は以上でございます。

議案第7号、平成30年度一般会計予算については、当委員会に付託され審査を行う中、修正案が提出されましたが、賛成少数により否決となり、原案の採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、修正案について反対討論があったところです。

主な質疑といたしましては、総務部関係では、情報伝達システム整備事業について、

長距離スピーカーを小・中学校3カ所及び総合文化センターに設置することで全町カバーできないと思うが、カバーできない地域への対応をどう考えているかとの質疑があり、人口で積算すると7割程度がカバーできると考えている。できない地域については、携帯電話網を活用した伝達手段等も検討する中で整備していくとの答弁があったところです。

健康福祉部関係では、健康づくり応援ポイントキャンペーン事業のうち、啓発イベント宇治田原ウオーク8800について、歩く習慣が住民に定着すればよいと思うが、イベントは1回のみかとの質疑があり、イベントは1回の開催となるが、その後コースを利用していただくことによりポイントを付与するなど、習慣づけるよう工夫していきたいとの答弁があったところです。

建設事業部関係では、お茶の京都交流拠点整備推進事業について、西ノ山集団茶園のハートの展望台をはじめとする施設整備の完成形、完成時期についての質疑があり、新名神が平成35年に開通し、インターチェンジから近い絶好の場所であり、眺望を楽しんでいただく、またお茶を楽しんでいただくとともに食を楽しんでいただくイメージを描いているとの答弁があったところです。

教育委員会関係では、奥山田化石ふれあい広場交流施設について、子どもが遊ぶのに適していない水はけの悪いグラウンドの改修予定はあるのかとの質疑があり、水はけが悪いということは把握しており、平成30年度の公園工事において表層の土の入れかえと砕石の引きならし、芝生の張りつけなど検討しているとの答弁があったところです。

次に、議案第8号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、特定健康診査等実施事業について、特定保健指導を受けた方の次年度の結果の分析が必要であると思うが、できないのかとの質疑があり、システム等によりどういった分析ができるのか確認の上、把握に努めていきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第9号、平成30年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、保険料が上がる理由として、制度の改正に伴う軽減措置の縮小と言われているが、特例軽減はどうなっているのかとの質疑があり、被扶養者であった方の軽減措置については、9割軽減が平成29年度以降7割軽減となり、保険料が3倍になっているとの答弁があったところです。

次に、議案第10号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、元気はつらつ若返り塾について、地域によっては人数が減ってきていると聞かすが、バランスはどうなっているのかとの質疑があり、各地域同一の事業を実施している。人数が減ってきている地域については、送迎等の対応を強化していきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第11号、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、下水道普及率について、100%を目標に平成29年度見込みで82.2%とのことであるが、水洗化率は何%なのかとの質疑があり、現時点で79.6%であるとの答弁があったところです。

次に、議案第12号、平成30年度宇治田原町水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第15号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第17号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、介護分については、京都府が示した保険税率をそのまま採用したということであるが、全世帯の保険料が上がらないように、町としても工夫すべきであると思うが、いかがかとの質疑があり、低い所得の世帯への配慮と理解するが、応分の負担を求める必要があることをご理解いただきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第20号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、改正概要に「文書提出等の命令に応じない場合に過料を科せられる」とあるが、過去に過料を科せられたことはあったのかとの質疑があり、発生していないと把握しているとの答弁があったところです。

また、現地審査については、4カ所を行ったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました9議案について、一括して委員長報告に

対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第7号、平成30年度宇治田原町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。山本君。

○7番(山本 精) 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま議題となっております議案第7号、平成30年度宇治田原町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

日本経済は緩やかな成長と言われていますが、住民にはその実感はありません。今日、格差が拡大し、大企業は空前の内部留保をため込む一方で、子どもの貧困、若者の貧困、高齢者の貧困、女性の貧困など各世代での貧困が大きな問題となっています。また、地元商店や農林業に携わる人たちからは、経営が大変厳しいという声が聞こえてきます。こうした条件下において町がなすべきことは、町民の暮らしや経営を全力で応援することです。

こうした中、来年度予算には新庁舎の建設事業、新市街地都市公園整備事業、新市街地連絡道路整備事業の新庁舎にかかわる道路整備など大型予算が組み込まれています。これらについては、一般質問や予算委員会等でも議論があったところです。

住民の中には、さまざまな声が渦巻いています。それらを無視して、強引に新庁舎を中心とする大型予算を執行することは、将来に禍根を残すことになると思います。いま一度立ちどまって、住民の声を真摯に聞くべきです。真に住民目線で住民との対話を重視し、住民の声をもとにして指針を決め、町政を進めるという姿勢に改めるべきであるということを指摘し、反対討論といたします。

○議長(田中 修) 次に、原案に賛成者の発言を許します。山内実貴子君。

○9番(山内実貴子) ただいま議題となっております議案第7号、平成30年度宇治田原町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

西谷町長は、これまで就任以来、一貫して「みんなが力を合わせれば何事もなし得る」という百万一心の信念のもと、30年先、50年先に本町に住んでいただく方々の未来に希望と責任の持てる、町内外の誰からも「好きやねん うじたわら」と言っただけのまちづくりをみんなのきずなでつくり上げていこうと全力を尽くしてこられました。

こうした中、平成30年度の町政運営に当たっては、西谷町政2期目のスタートとな



った昨年に公約とされた最重要3本柱の取り組みをさらに加速化させ、将来の活力ある宇治田原町の実現に向けた施策をしっかりと軌道に乗せるよう不退転の決意で臨む覚悟であるとの決意を述べられたところです。

このような姿勢のもと、平成30年度一般会計当初予算においては、第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宇治田原山手線及び関連道路、役場新庁舎の建設、新市街地都市公園の整備など、将来の本町のまちづくりの根幹をなす事業を具体的かつ積極的に推進するとともに、あわせて人口減少の克服と地域創生の着実な推進を図るための各種施策を「未来へはばたく宇治田原創造予算」として積極的に計上された結果、対前年度比15.2%増の、平成7年度を超える過去最大の予算規模となる積極型予算を編成されましたことは、高く評価するものであります。

さらには、これまで私を含め各議員が一般質問や各委員会等で提案、要望してまいりました事項、例えば、地域住民の方々や子育て世代が待ち望んでおられる南地域や奥山田地域等における公園整備や健康遊具の設置、木の駅プロジェクト事業、家康伊賀越えの道整備事業など積極的に予算化していただいたことに感謝いたしますとともに、今後の町のPR、また活性化に大いに期待するところであります。

しかし、残念ながら、今定例会での予算特別委員会において、利便性や防災面、財政運営上の懸念から、特に新庁舎建設に関連する予算を削減する修正案が提出され、また、先ほどは反対討論も行われたところですが、常々西谷町長が述べておられる宇治田原山手線の整備、道づくり、役場新庁舎の建設、拠点づくり、人口減少対策と移住・定住対策の推進、未来づくり、これら3本の柱は、それぞれの取り組みが連関することにより、足し算ではなく掛け算の相乗効果が発揮されるものであり、どれ一つとして欠けることなく一体的に進めることが最重要であるとの考えは、私もまさにそのとおりだと思っております。

いよいよ平成30年度は、この最重要3本柱に位置づける大型整備事業が目に見えて動き出してまいります。先ほども申し上げましたように、住民の皆様方の中には、道路や新庁舎というインフラ整備に対する多額の財源投下をご心配される向きもございますが、国からの交付金や交付税算入のある有利な起債、さらには財政調整基金の活用等により、しっかりと財源確保を図る中、重点的かつ積極的に予算配分をされておられるところです。

確かに楽観視できる財政状況ではないことは私も承知いたしますものの、このまま何もせず手をこまねいていると、本町の将来の見通しはさらに厳しくなることが予想され

ます。「今は、活力ある未来に向けた投資である」との西谷町長の言葉を信じ、また、私も今こそ手を打つときであると確信しております。

したがって、町当局におかれましては、新庁舎や道路網などの新市街地整備を推進し、税収増加につなげるとともに、行政改革の着実な推進を図ることにより、持続可能かつ希望の持てる行財政運営に努めていただきますよう強く要望いたします。

さらには、住民の皆様の不安払拭に向けた丁寧な説明と、理解を求めるためのさらなる努力をと願いますことはもちろん、本町が誇れるさまざまな事業や制度などについても、あらゆる手法を通じて、そのPRや周知に引き続き取り組んでいただきますようあわせて申し添えます。

私自身も微力ではございますが、まちづくりを支える議会の一員といたしまして、西谷町長とともにしっかりと力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上、平成30年度宇治田原町一般会計予算につきまして賛成いたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

○議長（田中 修） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第8号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。討論ございませんか。今西久美子君。

○10番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第8号、平成30年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

本会計は、国民健康保険制度が都道府県化されて初めての予算となります。今後は京都府が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの納付金が決定をされ、標準保険料率が示されることとなりました。

今回の保険税の改定では、1人当たりの保険税は引き下げとなりましたが、所得の低

い方が引き上げになるのは納得ができません。さらに、もし激変緩和措置がなければ、保険税は引き上がることとなりました。激変緩和措置は期限つきであり、なくなれば、また減額されれば、今後、保険税が引き上がることは必至です。

また、保険税の負担緩和を図るための特別措置分や赤字解消のための一般会計からの繰入金については、今後、解消、削減を目指すこととされており、これも保険税の引き上げにつながることとなります。国の狙いは、国庫負担をふやすことなく、困窮する被保険者の負担で国保の財政破綻を回避することであり、重点化・効率化の名のもとに医療費を抑制することにあります。こうした国保制度の都道府県化に反対の立場から、本議案及び関連条例につきましても反対といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第9号、平成30年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。今西久美子君。

○10番（今西久美子） ただいま議題となりました議案第9号、平成30年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度は、保険料が改定のたびに引き上げられています。今回の改定に際しても保険料は引き上げとなりました。これは、限度額の引き上げとともに、特例措置の見直しによるものです。これら特例措置の軽減を受けている方は低年金の方が多く、その影響は深刻であります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人だけを切り離して別勘定にし、医療費がふえればふえるほど負担がふえる仕組みとなっています。高齢者に負担増を強いる後期高齢者医療制度そのものに反対の立場から、本会計につきましても反対といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第10号、平成30年度宇治田原町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第11号、平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第12号、平成30年度宇治田原町水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第15号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第17号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第20号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 日程第34、意見書第1号、森友学園問題等の真相究明を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。今西久美子君。

○10番(今西久美子) それでは、意見書第1号、森友学園問題等の真相究明を求める意見書(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。

学校法人森友学園への国有地売却をめぐる財務省近畿財務局の決裁文書が改ざんされていた事実が判明をいたしました。

改ざん後の文書は、国会や会計検査院に提出されており、国会はもとより国民を愚弄し、行政の信頼を根底から損なうこととなっています。元理財局長の辞職や首相の陳謝で済むものではない大問題であると考えます。

一昨日、27日に佐川元国税庁長官の証人喚問が行われましたが、佐川氏が刑事訴追のおそれを理由に証言を拒否したことから、問題の核心には迫れず、真相の究明にはほど遠い状況となっています。このまま真相が解明されることなく幕引き、疑惑が放置されるなどということは絶対に許されず、安倍内閣の責任は重大であると考えます。宇治田原町住民の民意を反映するためにも、宇治田原町議会として、国に対し、真相の徹底究明に誠実に取り組むよう強く要請すべきと考えます。

以上のことから、本意見書を提出するものです。議員諸侯のご賛同をよろしく願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長(田中 修) 説明理由が終わりましたので、意見書第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ございませんか。山本君。

○7番（山本 精） ただいま議題となっております意見書第1号、森友学園問題等の真相究明を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論を行います。

意見書にもあるように、この問題は、国民の共有財産である国有地の利用や国の権限、税金支出などが安倍総理とその周辺によって歪められたという国政私物化の疑惑であり、党派を超えて真相の究明を求める必要があると思います。町議会として、政府に対し真相の徹底究明を求める意見書を提出することは、町民の要求でもあるのではないのでしょうか。

以上のことから、本意見書に賛成いたします。

○議長（田中 修） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、本案の採決をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手少数。よって、本案は否決されました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第35、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、これをもって平成30年第1回定例

会を閉会いたします。

閉 会 午前11時21分

○議長（田中 修） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。  
町長。

○町長（西谷信夫） それでは、定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会されました平成30年第1回定例会が、本日をもって閉会となりましたが、議員各位におかれましては、連日にわたりまして大変ご苦勞さまでございました。

平成29年度一般会計補正予算をはじめ平成30年度一般会計予算、特別会計予算、条例案件、人事案件など多数の重要案件につきまして審議を賜り、39議案につきまして全て原案どおりご可決、ご同意を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

会期中におけます一般質問や予算特別委員会、また各委員会などで賜りましたご意見やご要望につきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、我が国の景気の行き先については、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、まだまだ我々が実感できる状況には至っていないと感じております。

こういった厳しい状況の中ではありますが、本日ご可決いただきました未来へはばたく宇治田原創造予算とする平成30年度当初予算につきましては、都市計画道路宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備、役場新庁舎の建設など、将来の活力あるまちづくりの根幹をなす事業を具体的かつ積極的に推進するとともに、人口減少の克服と地方創生の着実な推進を図るための大変重要な予算となります。どうか議員各位をはじめ住民の皆様方の一層のお力添えを本町のまちづくりの推進にお寄せいただきますようお願いを申し上げます。

また、来る4月1日付で予定をしております職員の人事異動につきましては、重要施策推進に向けた人員配置、中長期的な人材育成に主眼を置いた人材の登用等により、調整推進における最重要3本柱となる施策を総合的かつ積極的に推し進めるとともに、直面する行政課題に柔軟かつ迅速に対応し、限られた人員により最大限の効果を上げるための体制整備を念頭に、実施予定をしているところでございます。

今後も職員ともども一層の研さんと意識改革に努めますとともに、第6次行政改革大綱に掲げる「チャレンジ精神と努力を積み上げ あすの宇治田原を開く」というキャッ



チフリーズのもと、限られた財源の中、住民サービスの向上と福祉の増進のために、私を先頭に、職員一丸となって百万一心の気持ちで、本町の目指す将来像「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。どうか議員各位の一層のご理解とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

ことのほか厳しかった寒さも和らぎ、田原川の桜も満開に近づいてまいりましたが、議員各位におかれましては、季節の変わり目、どうか健康にはくれぐれもご留意いただきまして、ふるさと宇治田原町のまちづくりの進展のため、一層のご理解、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご期待申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

長時間、大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（田中 修） 長時間ご苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 谷 口 重 和

署 名 議 員 今 西 久 美 子